

重大事態への対処

いじめの認知

学校における対応

いじめに関する重大案件の発生

A : 事故対応支援チーム

B : 心理ケアチーム

対応

対応

教育委員会 重大事態と判定

総合教育会議

C : 学校事故詳細調査委員会

調査

報告書の作成

教育委員会

報告書への所見

区長、被害者および加害者への調査結果の報告

区長

必要に応じて再調査 (いじめ防止対策推進法第 30 条)

いじめ等対応支援チーム
(いじめ防止対策推進法第 14 条)

いじめ等対応支援「特別チーム」

- A : 事故対応支援チーム
(指導主事等により構成)
(迅速に事故原因について調査する。)
- B : 心理ケアチーム
(心理相談の専門家等により構成)
(保護者等への対応、該当児童生徒等の心理的ケアを図る。)
- C : 学校事故詳細調査委員会
(第三者により構成)
(事故の原因究明の調査および同種の事故の再発防止策について検討し、報告書を作成する。)
(いじめ防止対策推進法第 28 条)